

徳島県留置施設視察委員会について

□ 設置の趣旨

徳島県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)は、平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、法曹関係者、医療関係者等部外の第三者からなる機関として、徳島県警察本部に設置されています。

□ 委員会の組織

- ◇ 委員会は、委員の4人で組織されています。
- ◇ 委員は、徳島県公安委員会が任命し、非常勤の地方公務員になります。
- ◇ 任期は1年で、再任も可能です。

□ 委員会の権限など

- ◇ 留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者^(注)に意見を述べるができます。
- ◇ 視察に際し必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、委員による被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

(注) 警察署留置施設の場合は警察署長、本部留置施設の場合は留置管理課長

□ 委員会の活動状況

令和3年度中は3回の会議を開催するとともに、県下10施設のうち、徳島県警察本部中央留置施設(徳島中央警察署庁舎内)など、6つの施設を視察しました。

□ 委員会の意見等の公表

委員会が述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容については、次年度にホームページでその概要を公表します。

委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況(令和3年度)

- 令和3年度の委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況等
次頁のとおりです。

令和3年度の委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況等

委 員 会 の 意 見	留置業務管理者の取組状況
<p>1 視察対象施設の設備等に対する意見</p> <hr/> <p>○ 本部中央留置施設の保護室について、庁舎完成直後で直ちに改修はできないと思うが、壁は自傷防止のため、もっと柔らかい素材がよかったのでは。 壁面の色調も、精神的に落ち着く黄緑色を採用してもよかったと思う。</p>	<p>○壁面素材については一長一短あり、安全性を最大考慮して採用しました。 保護室使用の際は、被留置者の安全に十分配慮します。</p>
<p>2 視察対象施設の環境衛生・健康・食事に対する意見</p> <hr/> <p>○ 被留置者がなく、専門の担当官が配置されていない非常設の施設でも、換気や清掃がしっかりなされ、留置準備が整えられている。</p> <p>○ 常設の留置施設では、空調設備が24時間運転され、人権に配慮した処遇が行われていると感じた。</p> <p>○【質疑】被留置者が数字が書かれたマスクをつけていたが、被留置者自身が購入しているですか。</p> <p>○【質疑】居室内清掃は、全ての施設で被留置者が行っているのですか。</p>	<p>○今後も適正な施設管理、人権に配慮した処遇に努めます。</p> <p>○被留置者のマスクは、新型コロナ対策のため予算購入したもので、1日1枚配布しています。</p> <p>○原則、被留置者自身が自分の居室内の清掃を行っています。</p>
<p>3 視察対象施設の処遇・規律・便益に対する意見</p> <hr/> <p>○ 被留置者から、本部中央留置施設は床が冷たいという意見があった。何らかの対応をお願いしたい。</p>	<p>○要望により必要性を判断し、就寝時間以外でも毛布の使用を許可しています。</p>